# 委員一覧 (25名)

委 理 理 理 理 理	景山 俊 二之元 在 伊 一 本 一 本 一 基 是 正 清 系 是 元 清 系 是 元 元 章 是 正 清 系 是 元 清 系 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	(自民) (民主) (民主) (自民) (自民)	村耕崎本村泉 嶋塚	仁成力(自自自民民民) (自自自自自自民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民	内藤 正光 (民主) 澤 雄二 (公明) 高野 博師 (公明) 吉川 春子 (共産) 又市 征治 (社民) 長谷川 憲正 (国民) 一 欠員 1 名 一
		(自民)	高鴨 高橋	段允(民王) 千秋(民主)	(18. 10. 24 現在)

# (1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計6件であり、そのうち内閣提出3件及び衆議院提出1件の合計4件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類45件は、いずれも保留となった。

# 〔法律案の審査〕

公務員給与 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月8日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設等を行うものであり、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設しようとするものである。両法律案は、委員会において一括して議題とされ、官民給与比較方法の見直しと人事院勧告の在り方、公務員給与の決定過程における労使協議の必要性、新たな人事評価制度試行の状況と評価の公正・公平性の確保、国家公務員における女性の採用及び登用の拡大等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、一般職職員給与法改正案に附帯決議が付された。

地方分権 地方分権改革推進法案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備しようとするものであり、衆議院において、財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われている。委員会においては、参

考人から意見を聴取するとともに、法案提出の意義と地方分権改革の目指すべき方向、前回の地方分権推進法と今回の法案との相違点、住民自治を重視した地方分権推進の取組、地方分権と道州制の改革を同時に進める必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決すべきものと決定した。なお、附帯決議が付された。

平和祈念事業 第163回国会に衆議院議員発議により提出され継続審査となっていた 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案は、行政 の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため、同基金の 資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであり、衆議院において施行期日を一部修正の上、本院に提出された。委員会においては、いずれも本院議員発議による戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和 祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案の両案と一括して議題とされ、参考人から意見を聴取するとともに、法律案提出に至るまでの経緯、関係者に対する新たな慰藉事業の具体的内容、戦後強制抑留者に対する特別給付金支給法案の趣旨、高齢者に支給する慰労品への配慮の必要性等について質疑が行われた。次いで、衆議院提出法律案について質疑を終局し、討論の後、多数をもって可決すべきものと決定した。

# [国政調査等]

10月26日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

10月31日、消防の充実強化に関する件、地方分権推進に関する件、新型交付税に関する件、公務員制度改革に関する件、市町村合併の課題に関する件、NHKに対する国際放送の実施命令に関する件、地上デジタル放送に関する件、集配郵便局の再編に関する件等について質疑を行った。

# (2)委員会経過

#### 〇平成18年8月29日(火)(第164回国会閉会後第1回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本郵政公社平成16年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について竹中総務大 臣及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君から説明を聴いた後、同大臣、赤羽財務副 大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君、日本郵政公 社総裁生田正治君、同公社常務執行役員塚田爲康君、同公社理事佐々木英治君、同公 社理事岡田克行君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 景山俊太郎君(自民)、高橋千秋君(民主)、那谷屋正義君(民主)、澤

# 〇平成18年10月24日(火)(第1回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査を行うことを決定した。

## 〇平成18年10月26日(木)(第2回)

○一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

# 〇平成18年10月31日(火)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○消防の充実強化に関する件、地方分権推進に関する件、新型交付税に関する件、公務 員制度改革に関する件、市町村合併の課題に関する件、NHKに対する国際放送の実 施命令に関する件、地上デジタル放送に関する件、集配郵便局の再編に関する件等に ついて菅総務大臣、大野総務副大臣、谷口総務大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考 人及び参考人日本放送協会理事石村英二郎君に対し質疑を行った。

[質疑者] 二之湯智君(自民)、山本順三君(自民)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

#### 〇平成18年11月7日(火)(第4回)

○ 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### 〇平成18年11月9日(木)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について菅総務大臣、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対 し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者] 高嶋良充君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、又市 征治君(社民) (閣法第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民 反対会派 なし

(閣法第7号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民 反対会派 なし

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

# 〇平成18年11月30日(木)(第6回)

○地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院総務委員長佐藤勉君から説明を聴いた。また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### 〇平成18年12月5日(火)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- **地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)**について修正案提出者衆議院議員谷公一君、菅総務大臣、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、椎名財務大臣政務官、小渕文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事原田豊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 景山俊太郎君(自民)、山崎力君(自民)、山本順三君(自民)、内藤正 光君(民主)、芝博一君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、 又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

#### 〇平成18年12月6日(水)(第8回)

○地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について参考人全国市長会会長・石川県金沢市長山出保君、全国町村会副会長・島根県斐川町長本田恭一君及び東京大学大学院法学政治学研究科教授金井利之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 二之湯智君(自民)、那谷屋正義君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、長谷川憲正君(国民)

#### 〇平成18年12月7日(木)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- **地方分権改革推進法案**(**閣法第9号**)(衆議院送付)について菅総務大臣、椎名財務 大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政公社理事佐々木英治君及び日本郵政株式会 社執行役員白川均君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、高嶋良充君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(閣法第9号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国民 反対会派 共産 なお、附帯決議を行った。

### 〇平成18年12月12日(火)(第10回)

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163 回国会衆第2号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴き、

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第2号)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第3号)

以上両案について発議者参議院議員谷博之君から趣旨説明を聴いた。

また、以上3案について参考人の出席を求めることを決定した。

## 〇平成18年12月14日(木)(第11回)

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163 回国会衆第2号)(衆議院提出)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第2号)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第3号)

以上3案について参考人軍人軍属恩給欠格者全国連盟長崎県連合会長元島和男君及 び全国抑留者補償協議会参与有光健君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を 行った。

[質疑者] 二之湯智君(自民)、円より子君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163回国会衆第2号)(衆議院提出)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第2号)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第3号)

以上3案について発議者参議院議員谷博之君、発議者衆議院議員宮路和明君、同宮下一郎君、同桝屋敬悟君、菅総務大臣、鈴木内閣官房副長官、政府参考人及び参考 人独立行政法人平和祈念事業特別基金理事長増田弘君に対し質疑を行い、

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163 回国会衆第2号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

〔質疑者〕小野清子君(自民)、芝博一君(民主)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(第163回国会衆第2号) 賛成会派 自民、公明 反対会派 民主、共産、社民、国民

- ○請願第398号外44件を審査した。
- ○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する

調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# (3) 議案の要旨・附帯決議

# ①成立した議案

# 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成18年8月8日付けの給与改定に関する 勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに 広域異動手当の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額について、支給割合の限度を職員の属する職務の級における最高の 号棒の俸給月額の100分の25とする。
- 二、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,000円とする。
- 三、新たに広域異動手当を設け、職員が官署を異にして異動した場合等において、異動等に係る官署間の距離及び住居と官署との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるとき等は、当該職員には、異動等の日から3年間、俸給等の月額の合計額に官署間の距離の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。
- 四、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

# 【附带決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、人事院は、中立・公正な第三者機関として、官民給与の精確な比較等により公務員給 与の適正な水準の維持・確保に努めること。
- 二、人事院は、俸給の特別調整額の定額化について、民間企業における役付手当の実態などを踏まえ、管理職員の職務・職責が的確に反映されたものとなるよう努めること。
- 三、行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、専門スタッフ職俸給表の新設については、各府省における複線型人事管理の取組状況等を踏まえ、具体化を図るよう努めること。
- 四、政府は、育児のための短時間勤務制度及び自己啓発等の休業制度について、人事院の 意見の申出に基づき、関係法案を速やかに提出するよう努めること。
- 五、公務員制度改革を検討するに当たっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の 意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。

右決議する。

# 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

#### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に併せて、必要な改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設する。
- 二、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

# 地方分権改革推進法案(閣法第9号)

# 【要旨】

本法律案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方分権改革の推進に関する基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

#### 二、国及び地方公共団体の責務

- 1 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推 進する責務を有する。

#### 三、地方分権改革の推進に関する基本方針

- 1 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体への権限移譲の推進、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化その他所要の措置を講ずるものとし、さらに、当該措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び 透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることに より、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

#### 四、地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

#### 五、地方分権改革推進委員会

1 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置する。

2 地方分権改革推進委員会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員 7 人をもって組織し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

# 六、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われた。

#### 【附带決議】

地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る ため、政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、今回の地方分権改革が国と地方の関係の基本にわたる見直しを行うものであることを 踏まえ、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することができるよう、 国と地方の役割を新たに見直す場合には、地方への税源移譲等役割分担に応じた税財政 上の措置を講ずること。
- 二、地方分権改革推進委員会における調査審議の充実が極めて重要であることにかんがみ、 委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映するよう特に配慮するととも に、同委員会の権限が地方分権改革に関係するあらゆる事項に及ぶとの前提の下に、同 委員会の要請に応じ最大限の協力を行うよう、適切な事務局体制を構築する等、万全の 措置を講ずること。
- 三、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するためには、地方公共団体との密接な連携 と関係府省の誠意ある対応を確保し、国民の関心と理解を得ることが必要不可欠である ことにかんがみ、地方分権改革推進委員会の調査審議の基本方針を可能な限り早期に示 すことを同委員会に対して要請すること。
- 四、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴 取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地方分権改革推進委 員会の勧告を尊重してその実現を図ること。
- 五、本法に基づき地方分権改革推進計画が実施に移されるまでの間においても、地方分権 改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させ ることのないようにすること。また、この間において、地方に関係する制度の改正を行 う場合には、本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう、特段の配慮 を払うこと。

右決議する。

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163回国会衆第2号)

### 【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)を廃止する。
- 二、基金は、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金はその額により資本金を減少するものとする。
- 三、この法律は、平成22年9月30日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、資本金の一部を取り崩すことができるとする規定は、公布の日から施行する。

# ②審査未了となった議案

# 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第2号)

# 【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者に対し、その労苦を慰藉するため、特別給付金を支給しようとするものである。

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第3号)

### 【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点等から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止しようとするものである。